

情報公開用文書

当院の適応外使用等評価部会・倫理委員会において承認を受けた下記の治療について、対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより実施しております。なお、本件において同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。もし、同意されない場合でも診療上の不利益を被ることはありません。

実施内容	ビーフリード補液の中心静脈投与
対象者	当院でビーフリード補液を受ける患者
承認日	2025年10月3日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【目的・意義】 ビーフリード輸液は、糖・アミノ酸・電解質など一剤化した、末梢静脈から投与可能な静脈栄養輸液製剤として開発されました。そのため、添付文書上は末梢静脈内に点滴投与すると記載されています。しかし、本輸液は浸透圧が高く、末梢静脈から投与すると、一定の頻度で静脈炎が生じます。 一方で、浸透圧の高い輸液製剤を中心静脈から投与すると静脈炎は起こりにくいとされています。 抗がん剤を投与する場合や栄養状態の改善のために、中心静脈カテーテルを留置し、中心静脈から薬剤・輸液を投与することがあります。 中心静脈カテーテルが留置されている患者の場合、添付文書に従うとビーフリード輸液を投与するためには、敢えて末梢ルートを確認して末梢静脈から投与する必要がありますが、静脈炎のリスクを高める可能性があります。 以上の理由により、中心静脈カテーテルが留置されている患者の場合、ビーフリード輸液を中心静脈から投与することがあります。 【想定される不利益と対策】 本輸液を中心静脈から投与する不利益は特になく考えられます。
お問い合わせ先	担当医　もしくは 国立病院機構東広島医療センター企画課医事専門職